

興福寺所蔵「論義草」等の紙背文書

歴史研究室

昨年に引き続き、今年度も古文書・聖教箱の第69函から75函に収められている論義草の整理を進めた。ここでは、そのうちから二点を選び、その紙背文書7通を紹介する。これらの論義草は、昨年度も報告したように、いずれも卷子装であるが、糊離れのものが多く、前後欠のもの、数紙のみの断簡がほとんどで、題名未詳のものが多い。今回とりあげた論義草二点は、いずれも鎌倉中期の写しであるが、断簡で題名は未詳である。したがって、記述の便宜上、論義草(イ)と論義草(ロ)として区別することにする。論義草(イ)は第63函の60号、論義草(ロ)は同函の14号にあたる。以下に紹介する紙背文書のうち、最初の(1)～(5)は論義草(イ)の、(6)と(7)は論義草(ロ)の紙背文書にあたる。

論義草(イ)は全七紙からなる。前後を欠失しており、題名や書写の年月日等については未詳である。内容は、唯識論第四卷の難陀論に関連する部分の論義と思われる。紙背文書のうち、(1)は龍華院の御油の納メ状で、龍華院は興福寺の塔中、東地院も興福寺の塔中と思われるが未詳である。(2)は前欠で、良縁房、長賢房、深円房、長教房、信春房は、大和春日野植木請定(春日神社文書、鎌倉遺文7296)にみえ、侍従己講、大夫己講も東大寺千僧請僧廻請(春日神社文書、鎌倉遺文6869)等にみえる。(3)の申状土代断簡は(5)の書状と内容的に関連して、同一の訴訟に関連する一具のものと思われる。(5)は紙背文書の第5紙と第6紙にあたり、第6紙・第5紙の順に内容上はつながっていて、この二紙分で完結している。

なお、(5)は下縁が欠損していて判読できないところがある。また日下の部分も虫損で現状では墨痕はないが、もともと差出人が記されていたかどうかは判定しにくい。(3)と(5)を通じてみられる内容上の注目すべき点は、次の三点である。第一は、承久の乱後の没官領の問題が、とらてら六郎の方から持ち出されていること、第二は、それに対抗して春日大社の神物の論理が提起されていること、第三には、訴訟の対象となった田地の近隣の地主の集会が催され、その判断が公的権威をもっていたらしいこと等である。また、(5)にみえる章俊大法師は、貞応元年の維摩会堅義者章俊と同一人物か(三会定一記)。また、(3)と(5)に没官領の武家方の領主として登場する大鷹太郎は、承久記下にみえる大高六郎および同小太郎の一族であろうか。ぬき田の庄については未詳。(4)は法会の堅義者名を記したもの、法華会や維摩会関係の記録にはしばしば「二字」という名称をもってよばれているものである。たとえば、興福寺所蔵「維摩会堅義記」(天文十年の記録を享保十年に写したもの)によれば、

一、二字認様事 常杉原二枚五六寸奥ヨリ

伝燈大法師位亮範

天文十年十二月 日

年号三寸ハカリ引離ニニタリ二字認様興

胤旧記ニ大ニ相替今度東院僧正殿尋申処彼

院家前ミノ古本多シ此通之由随被仰畢

とあって、(4)と体裁はほぼ一致する。この二字は堅義名と問題短尺と三つそろえて探題へ提出されたものである。この二字については、維摩会のみならず、法華会でもこのように称されていたことは、東大寺図書館所蔵「法華会書物之扣」(142部—453号、宝永頃写)等にもみえることから知られる。したがって、法会の堅義に関して共通して作成された文書であると思われるが、(4)がどのような法会のものであるかは未詳である。また前に引用した「堅義記」が述べているように、室町時代後期には、この「二字」について、制度的に混乱した場合があったらしい。

「堅義記」にも引用されている「興胤日記」(第16函—82号)によると、書式は

実名^{假名}成^成年一歳

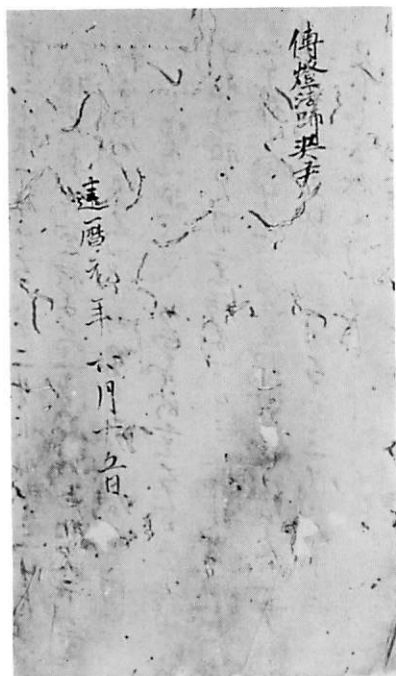
年号月日

となっている。また、この二字は名碇ともよばれたらしく、東大寺図書館所蔵「維摩会記」(142部—465号、寛正五年写)によると

名碇、二字トモ云、書様ハ、一重ニ来紙アリ、タテカ

ミニハセス、合三枚

とある。二字については、各種法会の記録類を精査すれば、なお判明することも多いと思われるが、ここでは以上の注記にとどめておく。



某法会堅義者二字書出 (4)

次に、論義草(ロ)は、全二紙の続紙で前欠の断簡である。奥書には

建治三年五月十一日夜半移了

沙門猷□

とある。また端裏には別筆で

第一卷

〔非〕
料黄見黄

とあり、唯識論第一卷中の非黄見黄の問題にかかわる論義草であることが知られる。また、「文殊院」単郭黒方印一果がある。紙背文書は(6)と(7)との二通である。(6)は田井庄所進注文案で、田井庄は大和国山辺郡所在の大乗院の庄園である。(7)は、前欠で、性誉は「三会定一記」には延応元年より建治三年まで散見される。右中弁定藤は葉室定藤で、文永十二年十月八日より建治三年五月十八日まで右中弁に在任したことが知られる(飯倉晴武編 弁官補任)。(鬼頭清明)

云々此ニ付各問

(第五紙)

私領欽云庄民答云おゝたか殿ノ御領者と
らてら次郎房之所領也、是没官領也六郎
殿領者是私領也、自本次郎房之領コソ没
官ニテ候へ六郎所領一切無没官義候云是、
付之六郎の申状弥藤不審かさなり候故ニ
在地近隣者共ニ随分ニ尋候へトモ、没官之由
一切不申候、重テ口入人弥藤二兄弟二人ニ
委尋問候之処、更ミ非没官領云々是三、六
郎の申状既如水火、仍私ノ沙汰難事
ニ未
集会ニ上件次第具披露候之処、
衆義云此事六郎所言虚言ナリト聞タリ、先質
物所ニ札ヲ立テ沙汰候ふへしとて集会之使
者ニ承仕ヲ差下札ヲ被立候了、以前子細
大旨如此、抑玄順房六季頭物納
所昧也かやうの沙汰まではいろぬ人ニ
成敗之仁候故此文ノ此へたひて候
これについて子細令申候者也、但札ヲハ
集会ノおゝやけ使下テ立候無左右私一

人之沙汰トシテぬくへき事ニハ不候、か
つうハ可有御計候也、大方ハ大乱以應借
物ニ候其□既成巨多候了、神物□
なりて□事ハ武家モいかてかへいた
みおほしめされ□はんや、あひかまへ
て神物うせぬやうの御は□らいの候はん
ハ方ミよろしかるへく候なり、恐々謹言

九月 日

〔「論義草」(口)紙背文書〕

(第69函14号)

(6) 田井庄上分米等注文案

(端裏書) 「行時 所進注文案春日土分米員数」

田井庄上分

米三十石 宣旨斗定

油三斗

(7) 法印性誓請文并右中弁副状

民部卿申神人群責問事、兼仲
奉書 副院宣謹給了、忝可令尋沙汰之由、可
令披露給候、恐々謹言

十月十三日 法印性誓

神人謹責事性誓法印請文
如此候、且可令申入給候、恐々謹言
十月十三日 右中弁定藤

某申状土代断簡(3)

而稱曰去年二年夏比相傳領中史與
爲神物借用章後大法師之重頼米石之
數年之間雖加催木皮并濟至重頼當年
類者雖尚不返納一粒 仍屬米重頼之
簡物之虞武家之没官領由始申出即武
大鷹本所賜之 且難難善子細曉達於彼
之新件米所南塞下向故不開其庄石至表
一丁上落之時選致歸去又半而重頼既還
載年一爲彼用遂更無其終者故仍於類
宿所塞下之處也第十件屋舍西金堂衆
或法師之達立也此重頼米者又爲彼民給
沙汰下行之仍亦有其由緒也然者相與
本公路并武家之古寺等年進之金不丁有
社領主彼宿所執務人限永代致沙汰隨其

「論議草」(4)紙背文書

(第69函60号)

(1) 龍華院油納メ状

納 龍華院御油事

合伍升者

右當年之分東地院之御沙汰所納
如件

寛喜三年十一月八日永鏡□

(2) 某忌日出仕者・支度注文

寶治二年八月九日忌日依武士下向延引

廿九日為了

円佛房已講

大夫ミミ

深円房得業

勝現房ミミ

長賢房五師

一、僧前

御菜七種廿一種合

索餅 スリ汁

布施 経裏伐一

一、ヲロシ取出後各一折敷

小器菓子 熟柿

小器根笏 若根 小フノリ

折敷中様ミ大小衣切置

(3) 某申状土代断簡

而頼国去承久二年夏比、相傳領掌券契□

為質物借用章俊大法師之季頭米十四石之

□數年之間、雖加催不及并濟、至季頭當

年□頻責催尚不返納一粒ツモ、仍為未季

頭之沙汰□質物之處、武家之没官領由始

申出、即武士大鷹太郎賜之云々、因茲雖

事子細觸遺於彼太□之許、件太郎關東下

向故不聞其左右、至嘉□四年上落之時、

進放賜去文畢、而季頭既遂經數年了、為

彼用途更無其詮者欤、仍社頭談□宿所寄

進之處也、就中件屋者西金堂衆良□大法

師之建立也、此季頭米者又為彼良詮大法

師沙汰下行之、仍專有其由緒之處也、然

者相具彼本公驗并武士之去文等の寄進之

全不可有私領主、彼宿所執務人限永代致

沙汰、隨宜可□□(後欠)

(4) 某法会暨義者二字書出

伝燈法師契尹

建曆元年六月十五日

(5) 某申状土代断簡

(第六紙)

御文旨委見候了、抑とらてら六郎季頭米

借用事承久二年七月□□一段林垣□

四段余之券契并はらまきよろい一兩質□

として米十四石借取了、次年家地百八十

步□百八十步おきかへてはらまきをは

取出□其後いさゝかのわきまへもなくし

て及十ケ年了、然間以口入弥藤二男おひ

ま□しせめ候へとん其間ニモ質

物没官領□言モ不申候、當年ニなりて

これの使者お□直ニせめつかはし候

之時はしめて武家の没官領なりと云事お

申出候了、此事□条ミ候、神物ノ質ニ

置事ハ承久二年□也、大乱以

後没官之時ニハ定神物□ヲ申□、但

訴申其由猶被没官者尤此方ヘ可觸遣□

而一言モ申事なくして今年始申出条は無

不審哉一、次ぬき田庄ト申所ニ□相論

出来時一方ノ地主等集会テ庄民□

□廣地主ヲしる、さする時とらてら□

おゝたか殿領一段此内ニ在